

廃食用油の回収にご協力を

家庭用の廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を製造する新しいリサイクル事業が全地域を対象に1月からスタートします。

市では、全市を対象に平成20年1月から家庭で不用になった廃食用油を回収します。これまでも廃食用油の一部を利用し、リサイクル事業として石けん作りを行ってきました。しかし、ほとんどの家庭では、新聞紙などに吸わせるか固形剤で処理をし、燃えるゴミとして出していました。また、そのまま排水口から下水道や河川に流されれば、下水道処理場での浄化能力に悪影響を及ぼし、河川や湖沼の水質悪化の原因の1つともなります。

ディーゼルエンジン車の燃料として利用されます。なお、石けん作りも今まで通り続けます。20世紀は環境破壊が進みました。21世紀は資源乱用を抑えるとともに、出てきた廃棄物を資源化し再利用することで、あらゆるゴミを減量にする時代です。資源循環型社会を目指す取り組みに、市民の皆さんのご協力をお願いします。

■回収方法

食用油は、こし器でカスを取り除き、食用油が入っていたボトルかペットボトルに入れて指定場所にお持ちください。

※飲食店で使用したもの、動物性油脂(ラードなど)、機械油(エンジンオイルなど)は、出さないでください。

■回収指定場所および受入日
 総合支所地域支援課生活環境係
 月曜日～金曜日
 午前9時～午後5時
 ※年末年始、祝日は除く
豊科リサイクルセンター
 毎月第2・第4水曜日・土曜日と毎週日曜日
 午前9時～午後4時
穂高リサイクルセンター
 毎月第1・第3土曜日と翌日の日曜日 午前9時～午後4時
明科ストックヤード
 毎月第1・第3土曜日・日曜日
 午前9時～午後4時
 穂高総合支所内
 市民環境部環境課環境担当
 (☎82・3131 内線212
 ☎82・6622) または各総合支所地域支援課生活環境係

市県民税など

税の申告の準備はお早めに

平成19年中の所得等に係る市県民税の申告期間は、2月18日(月)～3月17日(月)までです。期限内に申告が済むよう早めの申告準備をお願いします。また、市では、市県民税の申告期間前相談会を2月1日(金)～15日(金)まで開催します。期間前相談会および申告相談会の詳細は、1月23日発行の広報あづみに掲載予定です。 豊科総合支所内市民税課 (☎72・3111 ☎72・8340)

▶市県民税の住宅ローン控除

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける人は申告期間前の平成20年1月4日(金)から申告ができます。申告書を市民税課窓口、各総合支所税務会計係窓口、または市のホームページで取得し、早めの申告をお願いします。詳しくは、広報あづみの47号(10月24日発行)をご覧ください。

▶農業申告事前相談会はいりません

昨年度まで行っていた農業所得収支内訳書を作成するための相談会は、本年度から行いません。収支内訳書の書き方でご不明な点は、電話または豊科総合支所内市民税課窓口でお問い合わせいただき、ご自身で収支内訳書を作成の上、申告をしてください。

▶所得税の還付申告 豊科本税務署(☎32・2790)

税務署で1月4日(金)から受け付けます。申告期間中は混雑しますので早めに申告をしてください。

忘れずに償却資産申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)も課税対象になります。毎年1月1日現在、市内に償却資産をお持ちの皆さんは、申告をする必要があります。申告用紙は12月5日に発送しましたが、新規事業者などで用紙が届かない場合や用紙が不足した場合は資産税課へご連絡ください。申告期限は1月末日までですが、早めの提出をお願いします。

▶償却資産って、なに?

固定資産税の償却資産とは、会社や個人でお店や農業など事業を営む人が、その事業のために使用している、土地・家屋以外の機械・器具・備品などです。

▶前年と同じでも申告は必要なの?

毎年申告をしてください。また、資産の多少にかかわらず該当する資産は記入をお願いします。

▶償却資産の評価計算の方法は?

取得価格から、経過年数に応じ減価をして計算します。

豊科総合支所内資産税課庶務係 (☎72・3111 ☎72・8340)

業種	主な償却資産
共通	受変電設備・自家発電設備・内装・パソコン・コピー機・エアコン・テレビ・応接セット・キャビネット・レジスター・金庫・看板・自動販売機・外構(門・塀・フェンス)・緑化設備(植え込み・庭園)・舗装路面・屋外照明電気設備など ただし、自動車税または軽自動車税の対象となっている自動車などは除きます。
事務所	ロッカー・タイムレコーダーなど
小売業	陳列棚・ケース・冷蔵庫など
飲食店	カウンター・厨房設備・放送設備など
工場・作業所	旋盤・プレス機・金型・溶接機など
建設業	ポンプ・コンクリートカッター・ブロックゲージなど
理容・美容業	理美容椅子・洗面設備・タオル蒸器・ドライヤーなど
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレスなど
医院・診療所	ベッド・医療機器など
駐車場業	路面舗装・駐車装置など
不動産賃貸業	通信放送機器・消火器など
農業	温室・わさび田用ハウス・畜舎・給餌機・ビニールハウス・田植機・コンバイン・トラクター・耕運機・運搬車など

各種控除など

▶医療費控除(おむつ使用証明)

6カ月以上寝たきり状態にある人。または、同様の状態と認められる人で、医師がおむつ使用が必要であると証明した人は、おむつの領収書と一緒に「おむつ使用証明書」を添付することで医療控除が受けられます。証明書の発行を希望される場合は、各総合支所市民福祉課にお問い合わせいただくか、広報お知らせ版50号(12月5日発行)9ページをご覧ください。

▶障害者控除対象者認定書の交付

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当たる場合には、身体障害者に準ずる者等として市福祉事務所の認定を受けると、一定額の所得控除(障害者控除)を受けることができます。申請を希望する場合は、穂高総合支所内高齢者介護課介護支援係(☎82・3131 ☎82・6622)までお問い合わせいただくか、広報お知らせ版50号(12月5日発行)9ページをご覧ください。

各行政委員会 委員の紹介 ～教育委員会・固定資産評価審査委員会・監査委員～

任期満了に伴い各行政委員会の委員が決まりましたので、紹介します。

教育委員会では、新委員として内田洋子さんが任命されました。また、教育委員長選挙も行われ、教育委員長に望月昭彦さん、委員長代理に野本教子さんがそれぞれ再任されました。

固定資産審査評価審査委員会は、林文彦さんが再任され、監査委員(議会選出)は、青柳圭二さんが再任されました。



教育委員会(新任)
内田 洋子 さん
(堀金烏川)